

砂川市国民保護計画  
(資料編)

平成30年 5月  
砂 川 市

# 資料編目次

- 関係機関の連絡先 . . . . . 1
- 避難施設 . . . . . 3
- 砂川市国民保護協議会条例 . . . . . 4
- 砂川市国民保護協議会運営規程 . . . . . 6
- 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例 . . . . . 7
- 砂川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱 . . . . . 8

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所在地	電 話 (F A X)
札幌開発建設部 滝川道路事務所	総務課	滝川市新町2丁目1番31号	22-4147 (24-3196)
札幌開発建設部 滝川河川事務所		樺戸郡新十津川町字中央 89 番地	76-2211 (76-2181)
北海道農政事務所 旭川地域拠点	地方参事官室	旭川市宮前1条3丁目3番15 号	0166-30-9300 (0166-30-9305)
陸上自衛隊第11旅団 第10普通科連隊	第3科	滝川市泉町236番地	22-2141
自衛隊札幌地方協力本 部滝川地域事務所		滝川市栄町2丁目9番21号 旭専ビル1F	22-2140

【関係道機関（道警察含む）】

空知総合振興局	地域創生部 地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033 (0126-25-8144)
札幌建設管理部 滝川出張所		滝川市流通団3丁目1番5号	22-3434 (22-3436)
空知総合振興局 保健環境部滝川保健所		滝川市緑町2丁目3番31号	24-6201 (23-5583)
砂川警察署	警備係	砂川市東2条南5丁目1番1 号	54-0110

【関係市町機関】

滝川市	総務部総務課 防災危機対策室	滝川市大町1丁目2番15号	28-8003 (23-5775)
歌志内市	庶務グループ	歌志内市字本町5	42-3212 (42-4111)
赤平市	総務課 防災対策係	赤平市泉町4丁目1番地	32-2211 (32-5033)
芦別市	総務課総務 防災係	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111 (内線211) (0124-22-9696)
奈井江町	まちづくり課 交通防災係	空知郡奈井江町字奈井江 11 番地	65-2112 (65-2809)
上砂川町	総務財政課 庶務係	空知郡上砂川町字上砂川町 40番地10	62-2011 (62-3773)

浦臼町	総務課庶務係	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15	68-2111 (68-2285)
新十津川町	災害対策事務局	樺戸郡新十津川町字中央 301 番地 1	76-2131 (76-2785)
雨竜町	総務課 総務担当	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ 104 番地	77-2211 (78-3122)

【その他の機関】

北海道旅客鉄道（株） 砂川駅		砂川市東 2 条北 3 丁目	52-3217
東日本電信電話（株） 北海道事業部	災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 4 号 NTT 大通 4 丁目ビル	011-212-4466 (011-222-9254)
北海道電力（株） 送配電カンパニー滝川 ネットワークセンター	お客さまサービ ス課	滝川市西町 1 丁目 2 番 3 号	24-7166 (24-3770)
空知医師会砂川部会		担当病院長	
北海土地改良区 砂川事業所		砂川市三砂町 12	52-2006 (52-4182)

○ 避難施設（道が指定）

避難施設	住所 (電話番号)	避難町内会
空知太小学校校舎 屋内体育館 グラウンド	空知太西5条6丁目 3番1号 (53-3077)	富平、あかね団地、空知太第1、空知太すみれ
石山中学校校舎 屋内体育館 グラウンド	空知太東3条1丁目 5番1号 (53-3248)	空知太第5、新石山団地、石山団地、北光第3
北光小学校校舎 屋内体育館 グラウンド	北光222番地1 (52-6141)	北光第1の一部<ペンケ歌志内川から北地区>、北光第4、北光第5、北光第6、北光団地、一の沢
中央小学校校舎 屋内体育館 グラウンド	晴見1条北7丁目 69番地9 (52-2965)	焼山第1、焼山第2、東雲、焼山第4、東晴見、晴見、新晴見、吉野第1、吉野第2、吉野第6、吉葉
海洋センター 横公園 駐車場	西3条北9丁目 1番1号 (52-4809)	北光第1の一部<ペンケ歌志内川から南地区>、北光第2、共親、緑軒、若葉、のぞみ
公民館 駐車場	西8条北3丁目 1番1号 (52-2339)	千歳第1、千歳第2、正和、共栄、相和、睦親、舟場、栄町
地域交流センターゆう 駐車場	東3条北2丁目 3番3号 (54-3111)	一心、親友、東和、大昭、十八日、駅前、北吉野西町、北吉野南町、三砂
砂川中学校校舎 屋内体育館 グラウンド	吉野2条南5丁目 1番1号 (52-4204)	鶉第1、宮下元町、宮下第1、宮下第2、宮城の沢、吉野ニュータウン、友和、親栄、東幸、山の手、東町、緑ヶ丘、南吉野団地、若草
総合体育館 前公園	日の出1条南9丁目 2番2号 (54-2175)	吉野第3、南風、新町、泉町、南日の出、新日の出
砂川小学校 グラウンド	西3条南8丁目 1番1号 (52-4207)	寺町、月見丘、曙、花園、朝日、宮川、豊沼第3、豊沼第4、豊沼第5
豊沼小学校 グラウンド	東5条南17丁目 227番地 (52-3042)	宮川中央団地、新宮川、親宮、豊栄、豊沼第1、豊沼第2、豊沼第6、豊沼第8、北電社宅、北洋社宅
北海道子どもの国	北光401番地の1 (53-3319)	状況による。
砂川高等学校校舎 屋内体育館 グラウンド	吉野2条南4丁目 1番1号 (52-3168)	状況による。
北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	北光496番地の25 (52-3168)	状況による。

## ○ 砂川市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日  
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 39 条及び第 40 条の規定に基づき砂川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3) 北海道の職員のうちから市長が任命する者

(4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5) 教育委員会教育長

(6) 砂川地区広域消防組合の職員のうちから市長が任命する者

(7) 砂川地区広域消防組合の消防団長のうちから市長が任命する者

(8) 市の職員のうちから市長が任命する者

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(10) 北海土地改良区砂川事業所長

6 委員の定数は、30 人以内とする。

7 委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 3 条 協議会は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び国民保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中防災会議委員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員	日額 6,600
-----------	----------

○ 砂川市国民保護協議会運営規程

平成 18 年 8 月 31 日

訓令第 31 号

改正

平成 25 年 3 月 29 日

訓令第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、砂川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、協議会を招集するときは協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の 2 分の 1 以上の者から請求があるときは協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 前項の代理は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名するものとし、当該委員の職務を代理する。

(専門委員)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録)

第 5 条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 決議事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第 6 条 砂川市国民保護協議会条例（平成 18 年条例第 6 号）第 2 条第 5 項第 1 号から第 10 号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務部市長公室課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 16 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## ○ 砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合を含む。）の指定を受けて設置する砂川市国民保護対策本部及び砂川市緊急対処事態対策本部に関し、第 31 条（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、砂川市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、法第 27 条第 3 項に規定する本部の所掌事務を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 本部に、国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くときは、国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長がこれを指名する。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、砂川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 砂川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、本市の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び様式)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊標章 国民保護法第158条の規定により交付する特殊標章をいい、別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。
- (2) 身分証明書 国民保護法第158条の規定により交付する身分証明書をいい、別図に定める様式とする。
- (3) 特殊標章等 特殊標章及び身分証明書をいう。

### (交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委嘱により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式。以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

### (腕章等の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行

うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1号に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

#### （旗等の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1号に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

#### （訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合において、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

#### （特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要すると認めるときは、対象者からの申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

#### （特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損し若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記第3号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

#### （身分証明書の交付等）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

- 3 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記第4号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第12条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第13条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、第3条に規定する職務を行う者としての身分を失ったときその他の事由があったときは、当該特殊標章等を市長に返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第16条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、当該特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(庶務)

第17条 特殊標章等の交付及び管理に関する庶務は、総務部市長公室課において処理する。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例 砂川市1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展開又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	砂川市長	
<b>身分証明書</b> <b>IDENTITY CARD</b> 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name .....		
生年月日/ Date of birth .....		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or Information 血液型/Blood type..... ..... .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））



別記第2号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名（漢字） .....	生年月日（西暦）
（ローマ字） .....	.....年.....月.....日

申請者の連絡先	写 真 縦4cm×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
住 所 〒 .....	
電話番号 .....	
E-mail .....	

識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
身 長 .....cm	眼の色 .....
頭髪の色 .....	血液型 .....（Rh因子.....）

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)
.....
.....

(許可権者使用欄)	
資 格 .....	
証明書番号 .....	交付等の年月日 .....
有効期間の満了日 .....	
返納日 .....	

特殊標章再交付申請書

砂川市長 様  <div style="text-align: center;">                     申 請 者                      住 所 _____ (電話 _____ )                       氏 名 _____ 印                 </div>	年 月 日
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第4号様式（第11条関係）

身分証明書再交付申請書

砂川市長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____	(電話 _____)
氏 名 _____	印 _____
1 旧身分証証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。